#### 元気高齢者等介護職場インターンシップ事業実施要綱

#### 1 目 的

高齢者等の就業機会を創出するとともに、介護従事者の確保を図るため、介護施設において、元気な高齢者等が掃除や配膳等の生活介護の一部をサポートする人材として活躍できるよう職場体験を通じた就業支援を行い、介護サービスの一部を担える新たな人材確保につなげることを目的とする。

#### 2 実施主体

鹿児島県(社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)へ 委託)

- 3 事業内容及び実施形態等について 本要綱で定める事業内容及び実施形態等は次に掲げるとおりとする。
  - (1) 職場体験者の募集範囲を県下全域とすることから、県社協は市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)と連携を図るものとする。
  - (2) 実施にあたっては、高齢者保健福祉圏域(以下「圏域」という。)を参考に、圏域の中で中心的な役割を担う市町村社協(以下「拠点市町村社協」という。)を11か所定めて実施するものとする。
  - (3) 本事業の受入介護施設とは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス含む)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)をいう。

県 社 協	拠点市町村社協	受入介護施設
(ボランティアセンター)	(11か所)	又八月暖旭以
①拠点市町村社協及び受入介護施設への説明会 ②受入介護施設の決定と職場体験プログラムの確認及び拠点市町村社協への連絡 ③関係市町村社協への協力依頼	①担当職員の配置 ②受入介護施設と5日間の職場体験実施日程の打ち合わせ ③圏域内市町村社協への協力依頼 ④職場体験者の募集,登録,ボランティア行事用保険への加入及	①説明会への参加 ②職場体験受入承諾書 と職場体験プログラムを県社協へ提出 ③拠点市町村社協と5日間の職場体験実施
<ul><li>④職場体験者募集に係る広域的な広報活動</li><li>⑤職場体験応募者の登録</li><li>⑥職場体験者アンケート作成</li><li>⑦受入介護施設担当者へ就職を希望する職場体験者の引き継ぎ</li><li>⑧就職実績等のとりまとめ</li></ul>	び県社協への伝達 ⑤職場体験応募者と受入介護施設 のマッチング ⑥職場体験応募者への説明会の実 施及び職場体験随行等 ⑦職場体験終了時のアンケート実 施及び県社協へのアンケート提	日程の打ち合わせ ④職場体験の実施 ⑤職場体験終了後に就 職希望者への面接と 結果報告
(2のb)	⑧事業報告書の県社協への提出	

#### [その他]

拠点市町村社協以外の市町村社協は,当該市町村管内への周知広報,職場体験申込受付と拠点市町村社協への申込書の転送など事業を実施する上で必要な協力を行う。

- (4) 元気高齢者等とは、概ね55歳以上で年齢の上限はない。
- (5) 職場体験者の募集目標人員は、総数 100 人程度(1 拠点市町村社協あたり 10 人程度)とする。
- (6) 受入介護施設における職場体験の実施期間は5日間とし、次の「5日間の職場体験実施日程(例)〔受入介護施設ごとを想定〕」を参考に、職場体験者や受入介護施設の都合等を考慮のうえ、おおむね2週間程度の期間で実施する。

【5日間の職場体験実施日程(例) 〔受入介護施設ごとを想定〕】

	時間例	内 容 例	指導者例
1日目	9:00 ~ 12:00	開始式,事業説明 座学・実技)介護保険制度,受入介護施設の概要,認 知症の理解,生活介護について,職場体験上の心得, その他職場体験に必要な実技等 打合せ)2月目以降の日程,職場体験内容等の打合せ	拠点市町村社 協職員 受入介護施設 の職員
2 日目	9:00 ~ 12:00	受入介護施設での職場体験 比較的簡易な雑務的業務が中心の職場体験とし、体験時間は3時間以内、開始・終了時間は、職場 体験者、拠点市町村社協、受入介護施設との調整による。なお、1日目の座学・実技を充実させる 必要があると認められる場合は、2日目も座学・実技に充てることができる。	受入介護施設 の職員
3日目		<b>蒦施設での職場体験</b> (比較的簡易な雑務的業務が中心の職場体験とし、体験時間は3時間了時間は、職場体験者、拠点市町村社協、受入介護施設との調整による。)	受入介護施設 の職員
4日目	受入介護施設での職場体験 (比較的簡易な維務的業務が中心の職場体験とし、体験時間は3時間 受入介護施以内、開始・終了時間は、職場体験者、拠点市町村社協、受入介護施設との調整による。) の職員		
5日目	以内,開始·終	護施設での職場体験 (比較的簡易な雑務的業務が中心の職場体験とし、体験時間は3時間了時間は、職場体験者、拠点市町村社協、受入介護施設との調整による。) 一ト調査 (聞き取り又は後日返送方式のいずれでも可)	受入介護施設の職員 アンケートに関しては, 拠点市町村社協職員

#### 4 受入介護施設の承諾と職場体験プログラムについて

(1) 受入介護施設を承諾する場合は、別記1「元気高齢者等介護職場インターンシップ事業職場体験事業受入承諾書」と別記2「受入介護施設ごとの職場体験プログラム表」を作成し、県社協に提出するものとする。

なお、別記2の作成にあたっては、別記3「職場体験者の職場体験プログラム(ヒント)」を参考に、受入介護施設において必要とする具体的な業務内容をAワークとBワークに分けて記載するものとする。

- (2) 県社協は別記1の受理後、速やかに受入介護施設を登録し、圏域ごとの情報を各圏域の市町村社協へ通知するものとする。
- (3) 受入介護施設は、別記2を基に、職場体験者の要望や経験等を考慮し、実施する職場体験プログラムを決めるものとする。

#### 5 職場体験の申し込みについて

(1) 職場体験に申し込むうとする者は、拠点市町村社協が定める所定の申込書に必要事項を記入して申し込むものとする。

- (2) 拠点市町村社協以外の市町村社協も受付に協力するとともに、受付後は速やかに 拠点市町村社協へ転送するものとする。
- (3) そのほか職場体験に係る参加者の募集要項については、別に定める。

#### 6 拠点市町村社協の指定申請等について

- (1) 拠点市町村社協を希望する市町村社協は、別記4「元気高齢者等介護職場インターンシップ事業に係る拠点社会福祉協議会指定申請書」により行うものとする。
- (2) 県社協は、圏域内のバランスのほか次のアからウを考慮のうえ決定するものとし、別記5「元気高齢者等介護職場インターンシップ事業に係る拠点社会福祉協議会指定決定通知書」により通知するものとする。
  - ア 拠点市町村社協として、圏域の職場体験者と受入介護施設のマッチングを行えること。
  - イ 隣接圏域からの職場体験申込みに対し対応できること。
  - ウ 上記アとイを満たすもののほか受入介護施設の数や分布状況等を踏まえ、拠点 市町村社協の機能を十分に発揮できると認められること。
- (3) 拠点市町村社協の指定期間については、県からの委託事業であるため、原則として単年度指定とする。

#### 7 事業実施に要する分担額及び対象経費について

拠点市町村社協が事業実施に要する経費について, 1か所あたり概ね425千円を限度に分担金を交付するものとし,対象経費は次のとおりとする。

なお、分担金の交付に係る事項については、元気高齢者等介護職場インターンシップ事業分担金交付要領で定めるものとする。

分担金の交付の対象となる事業	分担金の交付の対象となる経費
拠点市町村社協運営事業	元気高齢者等介護職場インターンシップ事業に
	係る拠点市町村社協に指定され、同事業を行うた
	めに必要な次に掲げる経費
	(1) 人件費支出
	賃金支出,法定福利費支出
	(2) 事業費支出
	諸謝金支出,旅費交通費支出(役職員及び委
	員等),消耗品費支出,印刷製本費支出,広報
	費支出,通信運搬費支出,車両燃料費支出,会
	議費支出,賃借料支出,手数料支出

### [分担金基準額の算定の考え方]

分担金基準額の算定は、原則として次の考え方により行うものとする。ただし、 申請状況等により変動する場合がある。

- ① 拠点市町村社協運営事業の基準額…350千円
- ② 圏域に離島がある場合の1島当たりの加算額…25千円(離島に職場体験者の受け入れを承諾した受入介護施設がない場合は加算しない)

- ③ 圏域の受入介護施設数に応じて加算額(職場体験の受け入れを承諾した受入介護施設の数とする)
  - ア 5か所から8か所まで…25千円
  - イ 9か所から12か所まで…50千円
  - ウ 13か所以上の上限なし…75千円
- 8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月14日から施行する。

### (別記1)

# 令和元年度 元気高齢者等介護職場インターンシップ事業 職 場 体 験 事 業 受 入 承 諾 書

年	月	日
	/ 1	$\vdash$

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 会 長 様

> 受入介護施設 法 人 名) 法人代表者名)

印

貴会ボランティアセンターが実施する標記事業について,下記により職場体験者の受け入れを承諾します。

記

P			
法 人 名		法人本部住所	<del>-</del>
受入介護施設		受入介護施設	
の 名 称		の施設長名	1
受入施設	<del>-</del>		
の所在地			
担 当 者	職名)	左記担当者	電 話
milh IT A	ふりがな エ <b>ケ</b> \	-	7ァックス
職・氏名	氏名)	の連絡先 I	
	※ 該当箇所に☑し、軽費老人	ホームは()	内の該当するサービスに○を付
14 30 45 DU	けてください。  □特別養護老人ホーム □ク	~	なむ □姜蓮老人ホーム
施 設 種 別	□軽費老人ホーム ( Δ刑	R刑 ケアハウス	
	□認知症対応型共同生活介記	要施設 (グルー	- ープホーム)
今年度の	※ 可能な月に☑をして下さい。	左記のうち	(例:毎月1日,月末25日~31日)
<b>应 7 可</b> 44 日		盛まる司口	
受入可能月		受入不可日	常担な験者に係った道担火者
	1日あたり <u>     人</u>		職場体験者に係る指導担当者
受入可能人数			を1人以上確保します。
		こ伴う当施設の	の職場体験プログラムは、
体験プログラム	別添のとおりです。		
の作成等	(2) 当施設の職場体験プログ	グラムをもとし	こ,職場体験者の要望や
	経験等を考慮のうえ、体験	険内容を決定し	します。
職場体験者の	※ 可能な箇所に☑をしてくだ	さい。	
交通手段	□自家用車 □オートバイ・	<ul><li>自転車 □ 2</li></ul>	その他(    )
	□公共交通機関(最寄駅又は	はバス停:	)
その他の条件	(1) 職場体験に伴う報酬等に	<u></u> は給しない。	
	(2) 職場体験に伴う昼食は終	合しない。	

#### 元気高齢者等介護職場インターンシップ事業

# 受入介護施設ごとの職場体験プログラム表

圏域/拠点社協名		高齢	者保健福祉	祉圏域/	/ _				社会福祉協議会
受入介護施設名					担	当	者	名	
Tm/Fax番号	Tel	_	_		/ Fa	ЭX		_	_

経験別等	Aワーク	Bワーク
場面別	介護や看護の経験者向け業務	比較的簡易な雑務的業務

- ① この表には別記3を参考に、受入介護施設ごとの職場体験プログラムを記載する。 なお、体験プログラムは職場体験者も読むことから、受入介護施設は出来るだけ平易で分か りやすい言葉の使用に配慮する。
- ② 記載後は、別記1「元気高齢者等介護職場インターンシップ事業職場体験事業受入承諾書」に添えて、県社協(ボランティアセンター)へ提出する。
- ③ 受入介護施設は、職場体験者の職場体験プログラムを調整・決定するにあたり、Bワーク(比較的簡易な雑務的業務)を主体とする。

なお、職場体験者の勤務状態や意欲、習得具合等により、ワーク内容の一部又は全部を変更して差し支えないと認められる場合には、職場体験者の同意を得た上で変更できるものとする。

## 職場体験者の職場体験プログラム(ヒント)

このモデルは、受入介護施設ごとの職場体験プログラムを作成するためのヒントとするため、介護職業務を細分化した業務のうち、職場体験者に担ってもらえる業務について、難易度や経験値、責務別等を考慮し2つに分類したものです。

このモデルを参考に、受入介護施設ごとの体験プログラムを別記2の「受入介護施設ごとの職場体験プログラム表」にまとめたうえで、職場体験者の要望や経験等を考慮し職場体験プログラムを決めていくことになります。

	7 o	1
経験·難易度別	Aワーク	Вワーク
	介護や看護の経験者向け業務	比較的簡易な雑務的業務
	一定程度の専門的知識・技術・経験を	マニュアル化・パターン化が容易で専
	要する比較的高度な業務(認知症の方	門的知識・技術がほとんどない方でも
	への対応,見守り,話し相手,趣味活	行える業務(清掃片付け,備品の準備
場面別	動のお手伝い等)	等)
起床時に伴う介助	①更衣見守り	①フロア換気など環境整備
	②誘導(居室~トイレ間)	
	③起床のお手伝い	
	(認知症の方への対応)	
	④整髮·整容等	
食事に伴う介助	①食堂での見守り(食べる事への声か	①エプロンかけ,自助具の用意,おし
	け)	ぼり配り
	②入所者の誘導(居室~食事席, EV	②テーブルの名札,足置きの回収
	~食事席) 等	③配膳台車の返却
	③トロミ茶・お茶ゼリー作り等	④テーブル拭き・食後床清掃
	④配膳・下膳(食べ残しリストの確認)	⑤エプロンの洗濯
		⑥自助具・義歯の洗浄・消毒等
入浴に伴う介助	①移乗介助時に二人介助が必要な場合	①風呂に湯を張る
	の補助 (転倒しないように支える)	②風呂場の清掃
	②浴室への誘導 (声かけ)	③物品補充(シャンプー,石鹸等)
	③ドライヤーかけ(お話相手)等	④浴室準備(タオル類,衣類)
		⑤タオル類の洗濯・乾燥・片付け等
		⑥入浴後の衣類の返し等

  経験・難易度別	Aワーク	Вワーク
	介護や看護の経験者向け業務	比較的簡易な雑務的業務
場面別		マニュアル化・パターン化が容易で専門的知識・技術がほとんどない方でも行える業務(清掃片付け,備品の準備等)
その他の作業	散歩等	①居室、フロア内の清掃・ゴミ回収②手摺拭き ③加湿器の水補給 ④ポータブルトイレ清掃・消毒 ⑤トイレ清掃・トイレットペーパー補充 ⑥各種物品補充 ⑦物品補修(クッション、フットレスカバーの調整理、居室・廊下の電球交換等 ⑨車椅子はの回収、洗浄、消毒等) ⑩でア用品の洗浄、消毒、乾燥、週換気 ⑭調理補助

 第
 号

 年
 月

 日

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 会 長 様

> 申請者) 社会福祉法人\_\_\_\_\_社会福祉協議会 会 長\_\_\_\_\_即

令和元年度元気高齢者等介護職場インターンシップ事業に係る 拠点社会福祉協議会指定申請書

元気高齢者等介護職場インターンシップ事業実施要綱 6-(1)に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 圏 域 名	
2 申請市町村管内の参加施設数	箇所
3 圏域内の参加施設数 (上記2の数を除く)	市町村中箇所
4 拠点社協として広域対応 に向けた推進計画案	① 人的な体制について
	② 隣接圏域からの申込みに対する対応について
	③ その他

- 注) 圏域とは、県が定める高齢者保健福祉圏域を参考にした次の圏域とし、圏域毎の市町村は次のとおりとする。
  - (1) 鹿児島高齢者保健福祉圏域(東部)…鹿児島市,三島村,十島村
  - (2) 鹿児島高齢者保健福祉圏域(西部)…日置市,いちき串木野市
  - (3) 南薩高齢者保健福祉圏域…指宿市, 枕崎市, 南さつま市, 南九州市
  - (4) 川薩高齢者保健福祉圏域…薩摩川内市, さつま町
  - (5) 出水高齢者保健福祉圏域…出水市,阿久根市,長島町
  - (6) 姶良·伊佐高齢者保健福祉圏域…伊佐市,霧島市,姶良市,湧水町
  - (7) 曽於高齢者保健福祉圏域…曽於市,志布志市,大崎町
  - (8) 肝属高齢者保健福祉圏域…垂水市, 鹿屋市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
  - (9) 熊毛高齢者保健福祉圏域…西之表市,中種子町,南種子町,屋久島町
  - (10) 奄美高齢者保健福祉圏域(北部)…奄美市,大和村,宇検村,瀬戸内町,龍郷町,喜界町
  - (11) 奄美高齢者保健福祉圏域(南部)…徳之島町,天城町,伊仙町,和泊町,知名町,与論町

(別記5)

鹿社協第 号年 月 日(ボランティアセンター扱い)

社会福	祉法人	社会福祉協議会
会	長	様

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 会 長

印

年度元気高齢者等介護職場インターンシップ事業に係る 拠点社会福祉協議会指定決定通知書

年月日付け第号で申請のあった標記の件については、標記事業実施要綱第6-(2)により、貴会を下記のとおり指定します。

記

指定期間 年 月 日~ 年 月 日